

# 食卓にあがる遺伝子組換え食品

## ● 安全性への不安

遺伝子組換え食品の場合、それが長期に摂取されるだけに安全性に対する不安がつきまといます。その結果、平成13年4月より遺伝子組換え食品について安全審査が義務づけられ、表示規定も決められました。

## ● 「組換え食品」を知らずに食べている？

米国栽培の大豆は約8割、トウモロコシの約4割が遺伝子組換え作物ですから、私たちは当然「組換え食品」を口にしております。(日本の大豆、トウモロコシは9割以上が輸入)

ただ、食料品売場で「組換え食品」が目立たない理由としては、

- 1.加工食品の主原料でない場合は表示義務がない
- 2.業務用油や家畜飼料用に使われている可能性が高いこと などがあげられます。

食品や飼料も審査を受けないものは輸入や販売が禁止され、それからは一応の安全は保証されていますが、現状からは「組換えでない」商品を選ぶのが難しい状況となっています。



## 【表示制度】

### 1. 従来のもものと組成、栄養価等が同等のもの

①農産物及びこれを原料とする加工食品であって、加工後も組換えられたDNA又はこれによって生じたタンパク質が残存するもの



②組換えられたDNA及びこれによって生じたタンパク質が加工後に残存しない加工食品(大豆油、醤油、コーン油、異性化液糖等)。



### 2. 従来のもものと組成、栄養価等が著しく異なるもの(高オレイン酸大豆)

